

障害福祉サービス利用の流れ



区分認定が必要なサービス

居宅介護、生活介護、短期入所、
施設入所支援など

申請（市役所窓口）

区分認定が不要なサービス

就労移行支援、就労継続支援、
自立訓練など

医師意見書

サービス等利用計画（案）の提出依頼

認定調査

指定相談事業所に電話で依頼

市町村審査会

相談支援専門員と面接

障害支援区分の認定

「障害福祉サービス等利用計画」（案）
の作成をしてもらい、市へ提出

サービス 決定

サービス利用開始

